

栃木県最低制限価格制度事務処理要領

(目的)

第1 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格制度（予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度をいう。）の手續きについて定めるものとする。

(対象)

第2 最低制限価格制度の対象となる入札は、次の各号に掲げるもののうち「栃木県低入札価格調査制度事務処理要領」の適用を受けるものを除いたものとする。

- (1) 競争入札に付する全ての建設工事（以下「適用工事」という）
- (2) 競争入札に付する建設工事関連業務委託のうち、以下のアからカに掲げる業種区分（「栃木県建設工事関連業務委託事務処理要領」別表に規定するもの）で、かつ、第3の1の(2)のそれぞれの業種区分に掲げる費目により積算したもの（以下「適用業務委託」という）
 - ア 測量業務
 - イ 建築関係建設コンサルタント業務
 - ウ 土木関係建設コンサルタント業務
 - エ 地質調査業務
 - オ 補償関係コンサルタント業務
 - カ その他業務
- (3) 競争入札に付する施設維持管理業務委託のうち、積算体系が建設工事と同じもの（以下「適用管理業務委託」という）

(最低制限価格の設定)

第3 最低制限価格は、次の各号に定める額とする。

(1) 適用工事

最低制限価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額（建築工事及び設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額（円未満切り捨て））に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額（建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に10分の1を乗じて得た額（円未満切り捨て）を加えた額）に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

(2) 適用業務委託

最低制限価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（円未満切り捨て）の合計額（ただし、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及びその他業務（積算体系が測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務と同じもの）に係るその額が業務価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合は10分の8.2を乗じて得た額、その額が業務価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は10分の6を乗じて得た額、地質調査業務及びその他業務（積算体系が地質調査業務と同じもの）に係るその額が業務価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合は10分の8.5を乗じて得た額、その額が業務価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合は3分の2を乗じて得た額及びその他業務（積算体系が建設工事と同じもの）に係るその額が業務価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が業務価格に10分の8.7を乗じて得た額に満たない場合は10分の8.7を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

ア 測量業務

- ① 直接測量費の額
- ② 測量調査費の額
- ③ 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額

イ 建築関係建設コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 特別経費の額
- ③ 技術料等経費の額
- ④ 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額

ウー1 土木関係建設コンサルタント業務（積算体系が直接人件費、直接経費、諸経費によって構成されるもの）

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額

ウー2 土木関係建設コンサルタント業務（積算体系が直接人件費、直接経費（積上計上）、その他原価、一般管理費等によって構成されるもの）

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費（積上計上）の額
- ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

エ 地質調査業務

- ① 直接調査費の額
- ② 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- ④ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

オー 1 補償関係コンサルタント業務（積算体系が人件費、直接経費、諸経費によって構成されるもの）

- ① 人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額

オー 2 補償関係コンサルタント業務（積算体系が直接人件費、直接経費（積上計上）、その他原価、一般管理費等によって構成されるもの）

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費（積上計上）の額
- ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

カー 1 その他業務（積算体系が建設工事と同じもの）

- ① 直接工事費の額
- ② 共通仮設費の額
- ③ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

カー 2 その他業務（積算体系がアからオー 2 の建設工事関連業務委託と同じもの）

該当する積算体系により、アからオー 2 のいずれかの規定によるものとする

(3) 適用管理業務委託

最低制限価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が業務価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が業務価格に10分の8.7を乗じて得た額に満たない場合は10分の8.7を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額
- ② 共通仮設費の額
- ③ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の最低制限価格は、予定価格書に明記するものとする。

(入札参加者への周知)

第4 入札公告又は入札通知書に、最低制限価格を設けた旨を明記するものとする。

(開札)

第5 入札執行者は、最低制限価格を下回る入札が行われた場合、当該入札をした者を失格とし、当該入札者に対して地方自治法施行例第167条の10第2項の規定により落札者としめない旨告げるものとする。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要領は平成17年7月1日から施行する。
- 3 この要領は平成19年6月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。
- 4 削除
- 5 この要領は平成20年7月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。
- 6 この要領は平成21年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。
- 7 この要領は平成21年6月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。
- 8 削除
- 9 この要領は平成22年1月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。
- 10 この要領は平成23年10月20日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。
- 11 削除
- 12 この要領は平成24年7月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。
- 13 削除
- 14 この要領は平成25年4月15日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。
- 15 削除
- 16 この要領は平成26年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。
- 17 削除
- 18 この要領は平成27年7月10日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。
- 19 削除
- 20 この要領は平成28年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。
- 21 削除
- 22 この要領は平成29年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。
- 23 削除
- 24 この要領は平成29年8月10日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。

25 当分の間、土木工事については、第3の1の(1)の規定は、これに代えて次の規定を適用する。

最低制限価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額(円未満切り捨て)の合計額(ただし、その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の8.7を乗じて得た額に満たない場合は10分の8.7を乗じて得た額)から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額
- ② 共通仮設費の額
- ③ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

26 当分の間、建築工事及び設備工事については、第3の1の(1)中「その額が工事価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額」とあるのは「その額が工事価格に10分の8.7を乗じて得た額に満たない場合は10分の8.7を乗じて得た額」に、それぞれ読み替えるものとする。

27 この要領は令和元年10月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。ただし第3(2)エ④については、令和元年10月10日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。